

公益社団法人 東京都理学療法士協会 倫理規程

本会は、その設立の趣意に基づき、都民の保健・医療・福祉の発展に資するため、一貫した事業活動が続けてきた。特に新しい公益法人制度の発足に伴い、民間公益活動という市民活力の有力な担い手として公益法人の役割は、重要性を増してきており、当会もこの時代の要請に積極的に応えていかねばならない。

このような認識のもと、当会は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、その普及・定着を図ることとした。

当会のすべての社員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたらねばならない。

(社会的信用の維持)

第2条 本会の役職員及び会員は、常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第3条 本会の役職員及び会員は、関連法令及び定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利益の禁止)

第4条 本会の役職員及び会員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 本会の役職員及び会員は、その職務の執行に際し当会との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示、その他本会が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 本会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 本会の役職員及び会員は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第8条 本会の役職員及び会員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めな

ればならない。

(規程遵守の監視)

第9 条 当会は、必要あるときは、理事会の決議に基づき、委員会を設置しこの規程の遵守状況を監視する。

(改廃)

第10 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106 条第1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。